解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年四月十四日開催の臨時総会の決議及び平成三十年五月十八日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十八日

京都府綾部市五津合町ユリの下四番地四

清水生産森林組合

代表清算人　鎌部　勉武

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年五月七日南九州市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月十八日

鹿児島県南九州市知覧町郡六二〇四番地

清算法人知覧町土地改良区

清算人代表　内園　三昭

第百四十六期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部		
流動資産	七七四、	九九一
固定資産	二、四八三、	一四七
有形固定資産	二、〇四八、	七〇四
無形固定資産	六、	六四三
投資その他の資産	四二七、	八〇〇
合計	三、二五八、	一三八
負債及び純資産の部		
流動負債	八六〇、	七八〇
固定負債	一、五四二、	四九七
株主資本	八五四、	八六一
資本金	五〇、	〇〇〇
利益剰余金	八〇四、	八六一
利益準備金	一二、	五〇〇
その他利益剰余金	七九二、	三六一
（当期純利益）	（六二、	三〇二）
合計	三、二五八、	一三八

平成三十年六月十八日

愛媛県宇和島市錦町三番一二号

宇和島自動車株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市中央区南三条東三丁目二〇番地、最後の住所札幌市東区北二三条東五丁目六番三―一〇六号（コーポ丸勝）

被相続人　亡　十河カヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所　新住所北海道江別市文京台南町三番地の四　あつきた司法書士事務所

相続財産管理人　上田　祐輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市大荒乙一〇二番地、最後の住所山形県鶴岡市大字大荒乙一〇二番地

被相続人　亡　佐藤多市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

山形県鶴岡市みどり町三番一七号

相続財産管理人　弁護士　犬塚　晴夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中一七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小松　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

福島県須賀川市東町六〇番地七

相続財産管理人　司法書士　髙橋　勝則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字矢中一七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小松　高志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

福島県須賀川市東町六〇番地七

相続財産管理人　司法書士　髙橋　勝則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市相生町五丁目三八三番地二、最後の住所群馬県桐生市相生町五丁目三九七番地の一二　被相続人　亡　蓬田　益雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所群馬県太田市新井町五一五番地一一

髙木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市二宮二丁目二八番、最後の住所千葉県船橋市二和東五丁目二二番一七―三〇二号　被相続人　亡　原子　和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所千葉県船橋市本町二―二七―二五太陽生命船橋ビル七階　船橋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　聡子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪二丁目一〇番地、最後の住所東京都品川区二葉二丁目四番二〇―五〇二号　被相続人　亡　大場　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区御所山町二六番地、最後の住所横浜市旭区上白根町七九五番地

市営ひかりが丘住宅四街区四棟一〇六号

被相続人　亡　勝間田日佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

横浜市中区太田町四―五五横浜馬車道ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区弘明寺町字山下二六七番地、最後の住所横浜市南区弘明寺町字山下二六七番地　被相続人　亡　儀部　裕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十八日

横浜市中区弁天通五丁目七〇番地　損保ジャパン日本興亜横浜馬車道ビル三階

相続財産管理人　弁護士　市川　統子

第37期決算公告　平成30年6月18日

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号

株式会社北の国の菓子工房

代表取締役社長　塩見　佳久

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	16,516
	固定資産	―
	合計	16,516
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	―
	株主資本	16,446
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,446
	その他利益剰余金	6,446
	（うち当期純損失）	(68)
	合計	16,516